

八王子市立恩方第一小学校 体罰防止のための取組について

Ⅰ 体罰に対する基本方針

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されない。

2 主な取組

(1) 未然防止に向けた取組

- ① 校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深める。
- ② 体罰根絶の指導方針について、保護者や地域住民等と認識を共有する。
- ③ 指導が困難な児童の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底する。
- ④ 児童理解に基づく適切な指導ができるよう指導力の向上に努める。
- ⑤ 指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童が安心して学べる環境を確保する。
- ⑥ 年間を通じ、教員一人一人が自己及び自校の状況について考える機会を設定する。

(2) 実態把握及び早期対応

- ① 「体罰防止セルフチェックシート」に全教員が毎月取り組み、状況を記録する。
- ② 管理職は、全教員の「体罰防止セルフチェックシート」の回答を確認し、必要に応じて聞き取りを行うなどの対応を図る。
- ③ 管理職は、自己申告に伴う面談や体罰根絶に向けた面談等で教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導をする。

3 体罰や体罰と疑われる行為が発生した場合の対応

(1) 報告及び相談の徹底

- ① 管理職は、教員が体罰や体罰と疑われる行為を行った場合に、直ちに報告や相談を行う環境を整備する。
- ② 体罰や体罰と疑われる行為の報告・相談があった場合、管理職は、直ちに関係する児童や教員等から状況を聞き取り、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応する。